

午前 10 時 7 分開会

○委員長 ただいまから建設経済委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、請願の審査はなく議案の審査のみとなります。お手元に配付した審査区分表に従い審査を進めてまいりたいと思います。質疑は区分ごとの一問一答方式を基本とし、採決は質疑が終了した後、1件ずつ行います。

審査に入るに先立ち、執行部をお願い申し上げます。答弁に当たっては、挙手とともに委員長と発言してください。発言が許可された後は、所属、名前を発言の上、また答弁漏れのないよう御注意お願いいたします。

なお、執行部には反問権が付与されております。委員会において反問する際にはその旨を述べ、委員長の許可を得るようにしてください。また、反問が終了した際も、その旨を述べてください。

委員長より皆さんに申し上げます。携帯電話、スマートフォンはあらかじめ電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。携帯情報端末の使用は御遠慮ください。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第12号、柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、柏市公共下水道事業受益者負担条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、柏市水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを一括して議題といたします。

本3案について質疑があれば、これを許します。

○渡部 まず、12号から伺いたいと思います。今回は、この開発事業条例に追加をするものですが、この条例が制定されて今日までこういう条例がない自治体も多くあるかなと思うんですけども、この条例の効果についてはどのように認識されているのでしょうか。

○開発事業調整課長 この条例については、この計画の早期の公開及びその手続を定めたことによりまして、事業者と近隣住民等の話し合いの機会が創設されまして、問題事項の調整が行われていることから、条例としては一定の効果을上げていていると考えております。以上です。

○渡部 結構いろいろな建設にかかわって住民からのトラブルというのも多くて、相談受けるときが多いんですけども、この条例の中ではあっせんですとか調停とかあります。ここ最近、その住民とのいろいろなそのトラブル、どんな状況があったのか、そしてどんなふうなその解決になったのかについてちょっとお示しいただきたいと思います。

○開発事業調整課長 平成24年度、25年度でいきますと、近隣住民と事業者間の間で調整が図られて解決のほうにいったのが81件中11件で、その中で今度柏市に相談

があって、それで事業者を呼んでその状況を確認して事業者のほうから事業者のほうの内容を、住民等の要望等を事業者に伝えて調整図ってもらうような要請をして、それで動いているものについては81件中約2割がそういう形で動いています。全体的には何らかの形で事業者、住民がかかわって解決を図っているのが約3割強ございます。以上です。

○**渡部** 今の81件というのは、適用されたこの条例に基づいてのその届け出があった件数ということでよろしいのでしょうか。

○**開発事業調整課長** 81件は、平成24年度の届け出の件数です。以上です。

○**渡部** 今回のその条例改正で加わるわけですが、それによってこの件数というのがどんなふうになるというふうに見込まれているのでしょうか。

○**開発事業調整課長** 今回の条例の改正としましては、手続のその届け出を出すための起算日、これを定めるための認定等を規定しているもので、基本的に今回のエコまち法の認定に伴って、それを起算日として条例として届け出が出るという可能性は、基本的に数年に1回あるかないかのあれなんで、基本的にそんなに変わらないです。基本的に変わりません。以上です。

○**渡部** この条例というのは、非常に大事な条例だなというふうに思っています。この中で、その調停委員会というのも、もともとの条例の中には制定されて書かれているわけですが、例えば調停委員会が開かれるような事案というのはこれまでありましたでしょうか。

○**開発事業調整課長** 今まで過去、ことしで5年目ですが、その前に基本的にあっせんという形がとられて、それでその後それ打ち切った後に今度調停というのがあるんですけども、あっせんに至ったものも今のところございませんので、当然調停に至ったものもございません。以上です。

○**渡部** やはりその住民とのトラブルというのは非常に多いわけで、条例ですから、やはりよりよく改正していくということはできるのではないかと思うんです。今回の場合とは別に、せつかくこのつくった条例をもっと生かされるように条例がさらに改正できないか。例えば近隣なんかの新たにそういう条例を制定する自治体なんかもふえているんじゃないかなと思うんですけども、そういうふうなところなんかも見て、この条例をさらによりよく改正していこうという、そういうふうなお気持ちというのか、そういう立場にはありますでしょうか。

○**開発事業調整課長** 柏市の条例は、他市に比べてまず事業の対象事業が幅広いです。それからあと、計画をより早期に公開しているということで、他市に比べて2段階という形をとりまして、これは他市にございません。こういう形をとりまして、早期にその計画を公開しております。また、届け出等の起算日となる申請等についても、今回も条例で一部改正をしていただく形とりますけども、この申請等の範囲も他市に比べて広いです。何よりも柏市のみが近隣住民等から事業者に対しての意見とか要望及び事業者からの近隣住民への回答方法、これの手続を条例化しているのは柏市のみです。これらのことで条例の実効性を上げておりまして、今のところ

そういう形でそれを広げるということは考えておりません。以上です。

○渡部 この条例が適用されない案件でも、やはり住民との中でのそのトラブルというのは、非常にいただいた資料でも多いなというふうに感じますので、やはりなるべくその解決が図られるように、この条例だけではなく都市部としてもほかのところでの対応なんかも、ぜひきめ細かにやっていただきたいなというふうに思います。

次に、13号と14号については、あわせてお伺いしたいんですけれども、貸し付けですとか受益者負担のいわゆる延滞金がつくようなケースで、この対象になったケースというのは、これまで何件くらいあったんでしょうか。

○下水道経営課長 受益者負担金、議案第13号のほうですが、24年度決算でございますが、対象が94件、金額にして50万6,710円が発生しております。以上です。

○下水道維持管理課長 改造資金については、昨年度3名の方が延滞金が発生しております。以上です。

○渡部 今13号でお伺いしたその50万というのは、延滞金の金額ということによるんでしょうか。

○下水道経営課長 延滞金の金額になります。以上でございます。

○渡部 じゃ、その後その延滞金の徴収については、今回はその利息が下がるわけで、その以前の延滞金の利息というのが非常に14.5%という大変高率な、高利な延滞金だったわけですからけれども、これらについての対応というのはどのようになされたんでしょうか。

○下水道経営課長 延滞金につきましては、都市計画法に準じて延滞利率を計算しまして徴収しております。以上でございます。

○渡部 私聞きたかったのは、延滞金の徴収、多分滞納した方とちゃんともちろん話をして徴収なさっていると思うんですけども、そのやり方というんでしょうか、どんなふうに。例えば、相手と話をして合意してもらって納得のもとにこんなふうな分割で延滞金を払ってもらったとか、その内容についてちょっとお示しいただきたいなと思っての質問です。

○下水道経営課長 手持ちのほうにはちょっと細かいものはございませんが、なかなかお支払いができない方も中にはいらっしゃいます。そのような方については、分納とかそういういろいろ相談をしながら適切に対応しているところでございます。以上でございます。

○渡部 つまり適切に対応ということは、50万の延滞金については回収をしたんでしょうか、できていないんでしょうか、途中経過なんんでしょうか。

○下水道経営課長 50万6,000円につきましては、徴収ができたということでございます。以上でございます。

○渡部 貸し付けなんかもそうですけども、やはり困って借りたりすると思いますので、今回は利率が引き下げることによって、これは今までの金利が余りにも高過ぎたなと思いますので、もちろんこれは賛成なんですけども、やはりそのなかなか

払えない人、それとその貸し付けを受けている人で多分督促なんかもして話し合いをなさっているんだと思いますけども、そういう事情なんかもよく聞いていただいて、税ですとか国保なんかだと差し押さえとか厳しくやっていますけども、ここはやはり市民の事情をよく聞いた丁寧な対応を今後も続けていただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第12号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第13号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第14号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第16号、工事の請負契約の締結について（大堀川右岸第8号雨水幹線工事（25-10工区））、議案第19号、市道路線の認定について、議案第20号、市道路線の廃止についてを一括して議題といたします。

本3案について、質疑があればこれを許します。

○松本 じゃまず16号から伺います。この下水の工事で前も委員会で指摘があったんですが、後からまた追加の工事を契約して行うということがこのところ何回か見られるということで、主に地盤の問題であるというふうに伺っておりますが、今回このあたりの地盤と、また追加の工事等の見通しはいかがでしょうか。

○次長兼下水道整備課長 今回もシールドという深いところへ管を布設するという工事でございます。設計段階で、できるだけ中身を精査して変更の出ないようということ考えて出しております。ただ、今回も継続事業ということで、1年の中で終わらない事業でございますので、状況によっては変更という話も出るというふうには考えております。以上です。

○松本 以前、積算の際にはリスクがあった場合にしても、低いほうの金額を出さ

ないと補助金が取れないというような話がありましたが、それは今も変わっていないのでしょうか。

○次長兼下水道整備課長 ちょっと言いかえますと、適正な工事を行うために積算を行っています。ですから、当然かかるであろうと思われるものについては、前段階で見込んでいます。ただ、ひょっとしたらもっとかかるかもしれないなという疑いが持てるような部分については、内側の範囲ということになりますので低いほうになるという考え方はとっています。それは、以前と同じでございます。以上です。

○松本 安全が第一ですし、しっかりした工事をするのは第一だとは思いますが、できるだけ追加ないようにしていただければと思います。

次に、19号、20号について伺います。19号の整理番号1番の道路については、まだ全く何もされていないように見られるのですが、現状でどのようになっているのか、また供用開始の見通しについてお示してください。

○道路整備課長 この路線につきましては、今我々のほう、道路整備課のほうで整備をしておりますので我々のほうからお答えをさせていただきます。この工事なんですけど、松ヶ崎幼稚園のところから約320メートルこの部分については、おおむね用地買収ができました。それで、今年度事業を開始するという形で、今回道路の認定をお願いをしたということでございます。以上です。

○松本 この供用開始の見通しについては、どうなっていますか。

○道路整備課長 失礼しました。供用開始なんですけど、今年度事業を完了したいという形で進めています。ですから、一応目途としては3月目途で、供用開始自体は年度明けて4月ぐらいに供用開始ということで考えております。以上です。

○松本 今の供用開始というのは、どこからどこまでの部分の話ですか。

○道路整備課長 場所的には、整理番号1番の地図で御説明しますが、一番右側のところがこれ松ヶ崎幼稚園のところの場所になります。ここからその中間に、南北に交差点が来ていると思います。ここの部分まで。これ、要するに今回の工事で供用開始したいというふうに考えています。以上です。

○松本 今の部分よりも西側の部分はどうなりますか。

○道路整備課長 今後、1期事業、2期事業という形で事業区分をしておりますので、今後整備を用地買収からなんですけど、整備を続けていきたいということで考えております。以上です。

○松本 今年度行う部分に幾つか家がかかっているように思えることと、あと今後後から進める部分については、もう何も建っていないのですぐできるように思えるんですが、そうではないんですか。

○道路整備課長 今年度事業する分については、家屋の移転等々については完了しております。それと、来年度以降の事業につきましても、基本的には住宅はそれほど多くはないんですが、相当やっぱり資金的なものもかかりますので、事業年度はそれなりの事業年度、これは予定をしております。以上でございます。

○松本 このあたりは、住宅地に車が今入ってしまっている状況ですので、早期の

完成は住民が待たれるところです。そこで、1つ心配なのが、この松ヶ崎幼稚園前のところの交差点複雑になるのではないかという点なんです、ここはどのように処理をされるのでしょうか。

○道路整備課長 この辺警察のほうと、要するに交通安全管理者と協議をしまして、それで今回の道路が主道路になります。それで今まで使っていた道路が従の道路という形になりますので、その辺の交差点処理はしっかりやっていきたいというふうな形で考えております。以上でございます。

○松本 今の話は、この新しい道路の1本北側の道を閉鎖するということですか。

○道路整備課長 現在使っている道路につきましては、もう大きく整備されている道路、この部分についてはこのまま通るような形になります。今現在使われている道路については、新しくできる道路に取りつけるような形になります。以上でございます。

○松本 当初は混乱すると思いますので、丁寧にやっていただけたらと思います。次、整理番号2番ですが、これ現在の状況をお示してください。

○道路整備課長 吉野沢高野台線ということで、今旭町の消防署の脇の道路、これを今整備をしております。それで、今後舗装工事が1つ残ってまして、この舗装工事について今業者を選定中でございます。それで、最終的に信号処理をして、県道のほうと動かすような形になると思いますので、信号のほうは今時点だと11月中ということを一応県警のほうから聞いています。その後交差点の処理、つくりかえをしますんで、供用開始については今年中、もしくは年明けに供用開始できるかというふうには考えております。以上でございます。

○松本 これより北側へ伸ばす計画は、どのようになっていますか。

○道路整備課長 今実施計画上は、この道路北側については、今後要するに検討していくと。それと、豊四季台団地あそこの再整備の関係を、実施を多分URがしていると思うんですが、そこに入っていきような形になりますので、その辺はその事業と合わせて考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○松本 ここの場所は、先ほど松ヶ崎にもさらに増して交通が激しく変化するところだと思います。ここの、この交通の変化についてはどういうふうに認識して、また対策はどうとるのでしょうか。

○道路整備課長 この部分については、この工事する前段として交通管理者のほうと協議をしております。それで、当座ですがかなり交通量がふえることは想定されています。それで、大型車の通行について、ここ規制にはなっているんですが、入り込みが多少あるということで、その辺は警察のほうと協議をして整理をしていきたいというふうな形で考えております。以上でございます。

○松本 ここが開通すると大変便利になりますし、中心部の交通の負荷も大分緩和されるかと期待しているところではあります。ただ、この地点から西側へ豊四季方面にいったところは大変危険だということを、この委員会でも山内議員から指摘されていたと思います。その辺の改良について見直しをお示してください。

○**道路整備課長** 西側というのと、多分今既存の道路がある道路だと思います。この辺につきましても、今どんな形で改善するかという話、具体的な話はないんですが、周辺の住民、町会長、町会とも相談しながら改善の方向考えていきたいというふうに考えています。以上でございます。

○**松本** 続いて、議案第20号の2番の払い下げについて。これは、どのような理由で払い下げをし、どのような経過でこうなったのかお示してください。

○**次長兼道路維持管理課長** 払い下げについては、前面に県道がございます。当時、過去県道が拡幅されたということで、今現在その後ろ側に道路という形でありまして、これについては今現在もう全然利用されていないということで。それとあとそこに面する方が同一な人ということで、その辺の同意も得られておりまして、その人から払い下げの申請ということが出ております。関係する入り口とか出口の方に対しても同意ということがいただいておりますので払い下げと、手続を進めていきたいなということで道路の廃止という手続を進めております。以上です。

○**松本** 道路の形状からしても、周辺には影響は余りないように思われますが、要は周辺の方ともしっかり合意がとれて、交通に支障がないということでしょうか。

○**次長兼道路維持管理課長** おっしゃるとおりでございます。これについては、もう既に道路の形態もなしておりません。払い下げしても全然支障がないということで手続を進めているということで、本人からの用途の廃止という手続がありまして、現地を確認して払い下げをするということをし、手続を進めているところでございます。以上です。

○**渡部** じゃまず16号から伺いたいと思います。今も松本委員からありましたけれども、今回の工事でも低入札だったわけです。前回の議会で、その下水道工事一般では被災地の工事がふえていることとか、あと除染の工事のほうが多くなっていることとかで、全体的には下水道工事全般ではその落札率が高くなっているという御説明がありました。この工事は、こういう大きな工事は11億ですから72%ということでしたけれども、この落札率について全体的な傾向はどうかということと、こういったやはり大きな工事の場合は落札率が低い傾向なのか、その辺についてまず御説明いただきたいと思います。

○**次長兼下水道整備課長** まず、今の下水道工事の発注状況を申し上げますと、現在17件の下水道工事を発注しているところでございます。その中で、低落という形になっているのが現在2件という形でございます。その2件ともが下水工事の中では大きな工事ということでございますので、大きな工事に関しては多数の入札があって、競争が強くて低い、低落という形になるという傾向があります。それから、残りの15件でございますけれども、そのうち今金額の安いものについては、入札の段階で最低制限値という公表を行っております。最低制限の公表を行うと、その最低制限のところに合わせて入り札が入るということで、一番低い金額のところ、皆さん同じ金額が入ってくじびきをするような形の入札という形も現実にはありま

す。もう一個が、先ほどちょっと委員おっしゃったとおりの安い工事、下水工事と言うと約1,000万程度の工事なんですけれども、それになると今度反対に応札者がいないという状況がありまして、非常に高い、先ほどちょっと申しましたけど、入札金額を公表しているんで、一番高い98とか99%で落札されるというような形の三極化が今している状況になっています。大きな工事がすごく安く入札されるので、平均の率から言うと、安い工事も高い工事も1件何%というのを足し算して、割り戻した平均入札率で言うと、ことし今87.8%という形になっています。去年は90を超えていましたので、ことしのほうが少し安く入っているかなという形になっています。以上です。

○渡部 こういう工事というのは、やはり適正な価格というのがあると思います。そのために柏市もきちんとその積算をしているんだというふうに思います。これまでも、先ほど松本委員が言いましたように、大津川の左岸の第4号、これがやはり低入札で68.59、68.6%だったと思いますけども、これがやはり設計変更になって追加工事になりました。それと平成19年の大堀川の右岸の第8号、これはたしか55.29%で、このときももしかすると追加工事というのはあったんでしょうか。その追加工事、設計が変更になって追加工事があった後、この落札率でその追加工事の内容をもちろんそれがかけられると思うんですけども、そうすると最終的に柏市がその予定した価格に対して、どのくらいのパーセンテージでの工事費だったのかというのが、もしそこの過去の2つについてわかりましたらちょっとお知らせください。

○次長兼下水道整備課長 まず、8号のほうでございますけれども、委員おっしゃったとおり、設計金額が16億4,850万円の工事を9億1,140万円で落札しておりまして、ちょっと端数の下があれですけど、55.3%という形の工事でございます。これを、設計変更がございました。設計変更の金額が5,670万円の増額変更をかけております。16億4,850万円の設計が17億5,140万円になっているということで、このパーセンテージが、割り戻しが数字があれですけども、約3.4%増額したという形になっています。ですから、当初設計の中で言う残りというのは、そんなに変わっていないという形になっています。同じように4号でございますけれども、当初設計が22億4,028万円の設計で当初請負が15億3,662万2,500円、68.6%の落札率でこちらが増額変更を3,139万5,000円増額してございます。前との比較になると、約1.4%の増額をかけたということでございます。先ほどの松本委員からの御質問の中でもお答えしましたけれども、決してその増額をあるということでは考えているものではございませんので、できるだけ少なくないようという考えの中でやっておりますが、この2本とも2カ年ないし3カ年の継続事業で長い時間をかけて10億以上のお金をかけてやっている地下の工事でございますので、どうしてもある程度の変更が出てしまうという中身になっているというふうに考えております。以上です。

○渡部 このような大きな工事の場合、その予定価格があつて実際のその落札率というのが非常に低いということは、そこに差金が生じるわけですね。そうすると、本来例えばほかの事業に、同じ下水道の事業に回せるけれども、これで予算化して

いるので、その年度はその不用額になってしまうという金額もあるかと思えます。私は、市の積算というのは、やはりきちんとその根拠があって設計されているものだと思います。でも、大きな事業の場合こんなふうにしてその落札率が低いということが結局続いているわけですので、よりその実勢価格というんでしょうか、それに近づける努力というのが、これは必要なかどうか私もちよっと疑問に思うところなんですけども。ただ、その差があるということは、そこでそれがその年のその恐らく不要額になってしまうんじゃないかなと思いますので、なるべくもう実際のその落札に近づける。例えばその業者が大手だったら、下請との関係とかいろいろなことで安く入札できるということがわかっている場合、そこに実際のところに近づけるということは、やはりできないんでしょうか。やはりその材料費だとかいろいろ、工賃、労務費だとか見込んで、やはり適正な価格というのを予定価格にする必要があるんでしょうか。その点はどうなんでしょうか。ちょっと技術的なことなんで。

○次長兼下水道整備課長 非常に難しい問題でございますけれども、私どもの積算というのは業者も適正な利益を、公正な利益をもって適正な工事を行うための金額を積算しているという考え方でございます。大きな工事の場合には、それなりに資金力があって、技術力があっていろいろなことで安く工事ができるものが、これが入札という制度の中で競争を行っているわけでございますけれども、自分たちの利益をどこまで抑えてこの工事をとるかという入札をした結果だというふうに考えております。あくまで私どもの積算が一番公的に標準的な金額であるというふうに考えているところでございます。以上です。

○渡部 継続して行う事業の場合に、往々にしてその設計の変更というのがどうしてもありがち。今までもそうでした。前回もこの議会の中でも追加工事については、いろいろな議論になりましたけれども、市の職員の側の積算する場合の、設計する場合の能力も当然高めていかないといけないんだと思うんですけども、それについてはこの間の設計のいろいろな変更などの要因なんかを考えて、市のほうで積算する場合のより緻密にですか、積算するという努力なんかはどんなふうになさっているんでしょうか。

○次長兼下水道整備課長 おっしゃるとおり、特に下水道工事というのは建物なんかと違って地下でやる工事で技術革新が非常に早い工種でございます。私どもの担当もそれぞれ研修等に出て、新しい工法とかいうものについての研修は日々行っているというふうに考えております。どうしてもその現場をやらないとわからないというような、ちょっと言葉、表現が難しいですけど、軽微な変更みたいな工事の中身というのは、ゼロにすることはなかなか難しいんじゃないかというふうに考えております。ただ、できるだけないように頑張るということで御理解いただければというふうに思います。以上です。

○渡部 前回の工事、大津川左岸第4号の場合は、金額的には確かに全体金額の中から見れば、それほどではなかったかもしれませんが、そのアールの変更ですとか軟弱地盤のことというのは、やはり決して軽微な変更ではなかったんじゃない

いかなと思いますので、やはり職員の方のそういう技術力というのを高めて、それには職員のきちんとその確保していくということも大事なことではないかと思うんですけども、それはきちんとやっていただきたいなというふうに思います。低入札価格の調査会の資料をいただきました。この中でちょっと非常に気になったのが、その地盤改良工事と防音ハウスの見積額が設計額の4割程度なのです。この地盤改良工事というのは、将来のその家屋の何か被害にもつながってくるのだと思いますし、防音ハウスについても、これは住宅街ですよね。住宅に非常にその隣接したところに、発進立坑をつくるわけですから、防音ハウスはもう本当にしっかりしたものをつくってもらわないといけないと思うんです。そこが、その4割程度の設計になっていて、その根拠についての回答が長年つき合いのある業者を下請とするため、品質を落とすことなくこの施行が可能だ。つき合いがあるというだけで4割程度になるということは、これはやはり下請に泣いてもらっているのかなと。下請、言葉かりて言えば、下請いじめているんじゃないのかなというふうにも思えるようなちょっと回答だったなと思うんですけども。やはり下請もたくさん使うと思いますけども、下請に対しても適正な価格が保証されなきゃいけないし、そこで働く人の賃金もきちんとそれは保障されなければならないと思いますので、こういったところの管理監督というんでしょうか、途中経過なんかも含めて柏市としてはどのようにそのチェックをしていくんでしょうか。

○次長兼下水道整備課長 委員おっしゃるとおり、現在は下請等に対する価格の調査等も私どもの中で行っております。適正に行うようにということで全てやっているという状況に入っております。先ほどのつき合いがあるという話がありましたけれども、防音ハウスなどのケースなんかは、俗に言う減価償却費というような考え方もございます。汎用の中で、通常新品をそろえるより安くやっつけられるような中身もあって、会社の努力の中で安くやれますという形の説明を低価格調査委員会の中でされたということでございます。以上です。

○渡部 この中では、高性能の防音ハウスが必要だということで換気口の音の漏れがないようにとかいう回答もしていますけども、何せその住宅の中にありますし、隣には幼稚園とか小学校なんかも近いところですので、防音ハウスのところに車両が入ってくる時の、本当にすごく気を使って注意してやらなければならない工事ではないかなと思いますので、その辺のきちんとしたチェックを、これはもう本当にやっていただかなければいけないと思います。こういった大きな工事を行った場合、家屋に対するその被害、これは実際にどんな工事をやるかによってもその被害状況というのは変わってくるのではないかなというふうに思います。ここの低入札価格調査の会の中では、民有地に薬液が進入しないようにとか、ちょっと気になるところが幾つかあるんですけども、その家屋の事前事後の調査をもちろんしっかりやっていただくことは必要だと思うんですけども、これ、これまでの工事の中で家屋被害で実際に補償をしなればいけなくなったケースというのはどのくらいあったのでしょうか。

○次長兼下水道整備課長　ちょっと今データを持っていないのですけれども、こういう大きな工事のときには、反対に立て坑のところだけは掘りますけれども、中間点は深いところの穴の中で工事をしておりますので、普通上に被害が出るということはないというふうに考えております。最近の工事の中では特に大きな補償をやったという記憶はちょっとないということでございます。昔の大きな工事で開削でやるようなパターン下水道工事は、割とその全線にわたって穴を掘って矢板を打ってという工事をやっていたときには、その脇のところでは塀等に被害があったということでございます。今ちょっとデータがあって、大堀8号のときに3件の補償をしたということでございます。これは立て坑のそばだということだと思います。以上です。

○渡部　心配するのは、この工事が本当に安全に、そしてやはりきちんとした工事をとにかくやってもらわなきゃいけないということと、家屋に対しての被害がやはり生じてはならないと思います。シールド工法でいっても、やはり前に裏込め材だとか、いろいろちょっと専門的な私もよくわからなかったんですけども、いろんな専門的なことも教えていただきました。決してシールド工法でやるから、家屋に対して被害がないということはないことだと思いますので、工期を急げば、それだけ早く固めるというふうにもなってくるんじゃないかと思うんで、その時間をやっぱり十分かけなきゃいけない工法というのものもあるんじゃないかなというふうに思いますので、この工事がそういう家屋被害なども起こらずに十分にいい工事になってほしいと思います。ですから、低入札の場合いろんな心配なことがあると思いますので、その途中、途中でのチェックというのを柏市がきちんと取り組んでいただきたいというふうに思います。これは終わり、結構です。

次に、道路のほうについてちょっと伺いたいんですけれども、整理番号で言うと、整理番号8番の豊四季台一丁目の開発行為なんですけれども、この道路というのはいまもう完成していて、豊四季台の住民だけではなくて、今現在供用されています。ここが、全くその街路灯も防犯灯もないんです。これが帰属されたことで、今度は柏市がこの道路に関しては責任を負うことになると思うんですけれども、この道路の照明について、暗い、夜暗いというふうな苦情なんか寄せられていますけれども、それについては柏市のほうとしては何か対策をとられるんでしょうか。

○次長兼道路維持管理課長　この道路については、豊四季台一丁目ということでUR都市機構が団地の建てかえということで整備した道路でございます。これ、既に道路帰属されて、今回市道の認定という手続を進めているところでございますが。当然歩道の部分については照明ということで、URのほうとの協議も進めきております。そういう中で、URについては、あるいは公園の整備に伴ってあわせて歩道のほうの照明、照度を確保するということを言っております。それと、あと建築物についても今後進めていくようなこととなりますが、その段階で照明についても歩道を照らすということで進めていくということを聞いております。以上でございます。

○渡部 ここは、現在住民が通っているわけです。真ん中のところには全く照明がなくて、真っ暗なわけなんです。仮囲いのところだけでもその照明をつけてくれるとか、要するに柏市の今度は市道になるわけですから、その市道を通る市民が安全にここの道路を通らなければいけないと思うんです。ですから、URに対して今すぐ、私は仮囲いのところの臨時的なものでも今必要ではないかなと思うんですけど、そういう要請というのを柏市にすぐこれはやっていただかなければならない場所ではないかなと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○次長兼道路維持管理課長 おっしゃるとおり、今URが賃貸の部分については仮囲いから道路のほうに照らす照明がついております。それとあと、道路隔てて反対側についても今後公園を整備するというので、今現在仮囲いがありますんで、これについては早期に仮設の照明、歩道側を照らす照明を設置するというのを聞いておりますので、引き続きこれについては指導のほうしていきたいなということを考えております。以上です。

○渡部 そのようにぜひお願いします。それと、これはちょっと全体的な事で伺いたいんですけども、開発行為などによっても道路が帰属されます。その道路そのものの質ですとか、それと必ず既存の道路と接続が生じるわけです。その接続するところで水道ですとか下水道、それとかガスなんかで掘削を開発行為の場合は、必ず掘削を行って管をつなぐという工事が起こります。そのときに、その後の処理が不十分で以前よりも非常にその状態が悪くなる。例えば道路の表面が陥没してくるですとか、振動が以前より激しくなってくるだとか、そういった苦情なんかもよく寄せられるんです。そういったところの検査というのは、柏市ではどのように行っているのでしょうか。

○次長兼道路維持管理課長 検査につきましては、まず1つは占用工事ということになれば、各企業者が検査をしております。それとあと市においても当然完了届を提出してもらって、それについては写真等で確認して検査をしております。それと、責任期間ということで、通常のアスファルト舗装については2年間の期間があります。その中で異常が発生した、舗装が下がったりした場合、これについては責任期間ということで補修をしていただくということになっております。それとあと、占用以外の道路の工事ということがあった場合に、この場合についてもうちのほうとして検査をしております。件数がかなり多いんで交通量が激しい道路、これについては現地を確認して検査をしております。その他については、写真等添付して各工程ごとにしっかりとやっているかどうかを確認して、それで検査をしております。以上でございます。

○渡部 じゃその2年間の瑕疵担保期間というんですか、その2年間の中で何か問題があって、アスファルトをやり直したケースというのはこれまであるのでしょうか。

○次長兼道路維持管理課長 一般的に1年間で工事の通常の24条というんですけど、その場合については年間5件ぐらいやり直したケースがあります。それとあと、

開発行為の中で舗装をして、舗装自体が下がったということ。その部分については、10件ぐらいがございます。以上でございます。

○渡部 やはりその道路というのは、新しくつくったりするときってきちんとその基準に基づいてやっているんだらうなと思うんです。そうすると、今結構な件数がやり直しがあるということは、やはり検査自体が甘いというか、検査の段階でそれをチェックするという事は、やはりなかなかこれは難しいものなんでしょうか。例えば抜き打ちでやるとか、例えば雑な工事というんでしょうか、それをやるとその道路の陥没というのは、もしかすると圧をかけるということが不十分だったりすると起きてきやすいんじゃないかなというふうに素人目で思うんですけれども、そういうところをもう少し厳しくして、困るのは隣接するというか、そこに住んでいる住民が困るわけですから、そういうことのないようなきちんとした検査体制と、業者に対しても柏市は厳しく検査をやっているんだよと。きちんと、合致した道路でないだめなんだよということがきちんと伝わるようなことが必要ではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○次長兼道路維持管理課長 おっしゃるとおりなんですけど、占用工事については年間約370件、これは工事施行承認です。24条の施行承認ということで。あと占用工事については、約2,500件あります。しかし、そういう中でやはり舗装の状態が悪いということになるということで、やはり検査体制についてはもう少し強化ということも当然考えられると思いますので、抜き打ちにやるということは抑止力が発生するという事もありますので、今後そういうような形で検討していきたいなと考えております。以上です。

○渡部 特に開発行為の接続部での苦情というのを多く受けることがありますので、そこは柏市の検査体制としてきちんとやっていただきたいと思います。以上です。

○橋口 議案第19号の整理番号の2なんですけど、先ほど松本委員からも質問あったんですけども、この供用開始によって期待されているのは中心部の渋滞解消ということで、私どもも大いに期待はしているんですけれども、問題はここに大量の車両が流入してきたときに、先ほどの西側のほうの豊四季方面、これ今もかなり渋滞しています。そこから逃げ道じゃないですけども、北側に向かって豊四季台団地西側側面、この道路にかなり車が集中してくるんじゃないのかなというのが予想されるんです。問題は、ここ小学校と中学校の通学路にも当たっているんです。今でもかなりの車が通っていて、2台通ってすれ違ったときにもかなりもうぎりぎりの状況なんです。僕もお聞きしているんですけれども、豊四季台団地が建てかえによってここが道路拡張、あそこのちょうど側面、崖みたいになっているんですけれども、そこを改良して太くしていくと聞いているんですけれども、その辺いつごろになるのか。URとの協議はどこまで進んでいますか。ちょっと確認です。

○道路整備課長 今、私ども聞いている限りなんですけど、企画調整課のほうとURのほうで協議をしていると。それと、私どものその整備の計画でいきますと、やはり路線自体は非常に重要な路線だというようなことで認識をしまして、それで

整備プログラム等々についても、上位の計画にのせてあるということですので、その今詰めている話の内容によってどんな形で、要するに進んでいくかということが決まってくると思います。まだ、ちょっといつぐらいからということを確認に我々もまだ確認をしていないんですが、状況としてはそんなような状況ということ聞いております。以上です。

○橋口 いずれにしても、かなりの車が流入してくることが予想されますので、通学路にも当たりますので、しっかりした対応をよろしくお願いします。これはお答え、結構です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第16号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第19号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第20号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第24号、平成25年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第25号、平成25年度柏市下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本2案について質疑があれば、これを許します。

○松本 では、まず北柏ふるさと公園のサイクルポートについて伺います。このサイクルポートは、誰がどのように利用するという想定で、どれほどの台数を見込んでいますでしょうか。

○公園管理課長 これは、現在中央体育館にある手賀沼のレンタサイクルを北柏ふるさと公園のほうに持ってきまして、稼働率を上げようとするものでございます。これにつきましては、現在その中央体育館にある台数程度、約40台程度を公園に置きまして、地域の観光、手賀沼観光等を促進しようとするものでございます。以上です。

○松本 どのような方が利用されるというふうな想定でしょうか。

○公園管理課長 現在利用されている、レンタサイクル利用されたい方プラス公園等に遊びに来られてレンタサイクルあるなということで、プラスアルファ分をその部分で見込んでいるものでございます。以上です。

○松本 このレンタサイクルの事業は、なかなか稼働率上がらないのですが、そもそも公園に自転車で来る人は多いです。あと、来るのは車で来る方なんですけども、やはり鉄道駅の周辺などがないところといった事業というのは厳しいのではないかなと思うのですが、その辺はいかが認識していますでしょうか。

○公園管理課長 こちらにつきましては、実際その運営自身が公園部門ではなく、商工のほうで動いているところであるんですけども、そちらのほうから依頼を受けて設置というところになるんですけども、公園利用者についても便宜的に利用できるようなものということで利用促進を図っていきたいと考えております。

○松本 そうしましたら、商工側では何か問題意識でもどのように感じておりますでしょうか。

○商工振興課副参事 レンタサイクルにつきましては、今現在あの近くですと、中央体育館ですか、そちらの後ろに設置してございます。そこでは、やはり表から見えないということもありまして、なかなか稼働率、利用者が少ないという面がございます。それを、基本的にもっと見えるところ、利用者が利用しやすい場所へ持っていくということで、今回いろいろ例えば北柏の駅周辺であるとか、ふるさと公園、その辺を公園のほうと合わせて、あるいは企画調整課のほうと合わせて見ております。その段階でもし北柏の駅にしますと、あそこにもやはりレンタサイクルといえますか、通常出しています自転車がございまして、そちらのほうはビジネスマンが利用していく。要するに駅まで来て、そこからビジネスのために自転車乗って移動するという方がほとんどだそうです。一応商工振興課のほうでは、観光という面を考えておりますので、そういった方の利用も結構なんですけども、やはりファミリー、公園に遊びに来た方が家族連れで手賀沼周辺を楽しんでいただく、それを目標にしたほうがいいのではないかと考えております。以上です。

○松本 お話伺っても、やはりなかなか今後厳しいのかなという印象受けていますので、また適宜見直していただけたらと思います。

次に、新産業支援事業、商工振興課の分なんですけども、これはここに参加をした、ここで雇用された方はどのような技術を身につけて、今後どのように就職につながっていくのかお示してください。

○商工振興課長 今の御質問なんですけども、いわゆる私ども想定しているのは、この柏の地域特性、ITやバイオやモノづくりというところで考えております。言ってしまうと、バイオベンチャーのインキュベーション施設は、東葛テクノプラザや東大柏ベンチャープラザにあるんですけども、乱暴な言い方をすると研究は得意ですけども、商売は苦手というか、そういう営業にたけていない研究者の集まりだったりしますので、今回想定しているのは、そのいわゆる営業にたけたような人材の雇用につな

げたいというふうに考えています。結局製品、商品の特性を知らなければ営業というのはできないので、そういう方、そういう経験者を雇用して、要は企業が大きくなるためにはやはり売り上げが上がらなきゃいけませんので、そういう売り上げと研究開発とのうまくバランスのとれた発展をしていただければなというふうに考えております。以上です。

○**渡部** 今松本委員も質問しました都市公園のこの北柏ふるさと公園のサイクルポートなんですけども、あけぼの山公園のほうではレンタサイクルをなくしています。こちらのほうは、今言ったように今度この自転車を活用して楽しんでもらおうというんですけど、何となく整合性がちょっととれないような印象を受けるんです。あけぼの山のほうだって、やはりレンタサイクルで家族連れの人に楽しんでもらうということで活性化するということはできると思うんですけども、その辺の、一方ではなくし、こちらでは今度これを活用してもらってというその違いですね、それどんなふうに柏市としては考えているんでしょうか。

○**商工振興課長** そもそもが昨年の事業仕分けの結果を受けてのものです。あけぼの山に関しては、いわゆる撤退という仕分けがなされて、手賀沼周辺のサイクルについては、スポーツ振興ではなくて観光分野のほうで受け持ちなさいということで私どもが担当しております。手賀沼、首都圏30キロ圏内では非常に貴重な資源ですし、観光スポットだというふうに我々も認識していますので、観光での活用というふうにこれから積極的にPRしていきたいというふうに考えています。以上です。

○**渡部** 事業仕分けの結果でそうだとすることはわかるんですけども、柏市として、こうやっていこうというような統一した理念にちょっと感じないんです。やはりあけぼの山だってすごい観光資源で、あそこも季節、季節ですごいお客さんがいらっしゃいます。たくさんの方が、柏市だけじゃなくて見えると思うんですけども、そういったこと考えたときに、何となく柏市の中で非常に統一性がとられていないなというイメージをちょっとここでは持ちました。これを否定するわけじゃないんですけども、市の考え方が基本的なところできちんとしていないんじゃないかなというふうにちょっと思ってしまったので、今質問しました。

次に、道路維持の補修のほうで、道路維持管理課のところで3,500万円のこの補正が組まれています。これは、当初やりたかったんだけどもできなかった工事をさらに増額するのか。あるいは新たに補修しなければならないところが見つかったので増額になったのか。これは、ちょっとどちらなんでしょうか。

○**次長兼道路維持管理課長** 補修、部分的な補修、小規模工事と補修工事ということで、部分的な補修がもう既に去年、もう4月から8月いっぱい去年の半分以上の件数がございます。このままいけば、最終的に3月までには当然お金、予算のほうがり足りなくなるということで、金額的にも小規模な工事、部分的な補修、これについて市民からの要望、苦情、それとあとうちのほうで現場パトロールした状況でわかった部分について、この分についての補正でございます。以上でございます。

○**渡部** こういう補修の場合は、国の例えば補助金とかそういうのは全くつかない

ものなんでしょうか。

○次長兼道路維持管理課長 国からの交付金ですけど、これ道路改良ということで24年度の補正についてやはり基準がありまして、ひび割れ率とかいろんな基準がありまして、それをクリアしていかなければ交付金がいただけないということと、25年については交付金をもらってやっているんですけど、これはある程度の路線延長がなければいけないということで、部分的な補修については対象になっておりません。以上でございます。

○渡部 道路の補修の要望というのは、非常に多いと思います。当初予算からやはりしっかりとこの予算は確保をして、市民要求にきちんと応えていただきたいなど。途中で補正を組むようではなく、当初からのしっかりした予算というのの確保をちょっと求めたいと思います。

次に、債務負担行為について伺いたいんですけども、今回市営住宅の施設の管理事業についての債務負担行為が計上されています。これは、業者の募集というのがもう既に行われたと思うんですけども、状況がどんなふうだったのかということについてまず伺いたいと思います。

○住宅課長 指定管理の募集を8月の19日から9月の3日まで募集を行いまして、6者が応募してきております。以上です。

○渡部 当初のその説明されたときに、この市営住宅を指定管理にした場合、余り経費の削減は望めないというような説明があったかなと思います。今回この計上されている債務負担行為の金額というのは、経費的には現在と比較をしてどんなふうな積算というか、考えのもとにこの予算が計上されているんでしょうか。

○住宅課長 予定価格の算出根拠につきましては、まず人件費につきましては、民間会社の1人年収約500万を算出根拠としまして、正社員4人、臨時職員1人ということで4.5人分の人件費で算出をしております。それ以外の修繕費、あるいは委託費、事務費につきましては、過去4年間の実績を平均しまして算出しております。以上です。

○渡部 これまで議会の中で質問してきたのは、普通の例えばスポーツ施設ですとか公園なんかの管理と違って、市営住宅の場合にはそこに市民が住んでいて、非常に高度な個人情報、これをしっかりと個人情報を保護されなければいけないということで、私どもはこの指定管理に対しては反対の立場をとりました。以前いただいた資料と、若干指定管理者にやってもら業務の中でちょっと心配だなと、もしかしたら変更になっているのではないかなと思ったことがあるんで、ちょっと幾つか伺いたいんですけども。例えば収入規定の中で、今回この指定管理しようとする金額の中に、指定管理者に例えば収入超過者の現状把握ですとか、減免についても現況の聞き取り調査ですとか、かなり収入、それと減免の条件、それなんかについて指定管理者に任せている部分が結構あるんです。これは、当初からこういう業務もかなり個人情報にかかわる問題についても指定管理者に任せようということで、これは進められてきているんでしょうか。

○住宅課長 個人情報につきましては、やはり必要な情報はできるだけ出さないということで、3月の委員会でも松本委員、渡部委員から御指摘がありましたように、まずその手続の上での受付業務等につきましても、必要最小限の添付書類を添付させるように、今内部の中で検討しております。ですから、募集のときの応募の書類関係、これも応募書類、申込書のみが必要最低限、氏名、住所、連絡先等の最小限の記入で提出していただき、その後抽選後に、当選された方のみに必要な書類を添付していただくというような形で今変更するような検討をしております。以上でございます。

○渡部 補正予算について、私ども全体的には賛成なんですけども、この債務負担行為の市営住宅、あけぼの山もそうですけども、特に市営住宅の場合、指定管理者が担う業務として、収入認定、家賃の減免などの問題についてもこの指定管理者が担う業務が多いということと、やはり指定管理者が5年でかわるわけで非常にこれはなじまないことだなというふうに、指定管理者にはなじまないものだなというふうに思っていますので。これは、ちょっとこれがあるので、全体としてはちょっと反対しようと思っています。これは、意見です。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありますか。——なければ、質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

○委員長 議案第24号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第24号、当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 議案第25号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で当委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。執行部の皆様は退席されて結構です。どうも御苦労さまでございました。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の結果を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 ここで閉会中における常任委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。閉会中に執行部から各種事業等の報告を受けることについてですが、実施についていかがでしょうか。

〔協議〕

○委員長 じゃ10月22日の火曜日の午後1時ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、そのようにお願いします。

○委員長 以上で本日の建設経済委員会を閉会いたします。

午前11時35分閉会